

東大和公園マネジメントプラン

東大和公園の管理運営、整備等の取組方針

令和 4 年 3 月

東京都建設局

目次

はじめに	75-3
I 東大和公園の基本的事項	75-4
1 都市計画等	
2 過去の実施等	
3 社会状況等の変化	
II 東大和公園の開園概要	75-7
1 開園区域の概要	
2 利用状況等	
III 東大和公園の目標と実施方針	
1 むこう10年間を見据えた主な目標	75-8
2 実施方針	75-10
(1) ゾーン別基本方針（ゾーン別基本方針図共）	
(2) 維持管理の実施方針	
(3) 運営管理の実施方針	
(4) 安全・安心な公園への実施について	
(5) 改修・再整備の実施について	
(6) 新規整備の実施方針	
IV 図面・写真	75-18
現況平面図	
周辺土地利用図（空中写真）	
周辺土地利用図（地図）	
東大和公園の現況写真	
<資料編>	75-23
資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて	
資料2 東大和公園に関する資料	

はじめに

「東大和公園マネジメントプラン」は、平成 27 年 3 月に改定された「パークマネジメントマスタープラン」における新たな東京の公園づくりの理念や目標、本公園の基本理念や時代の要請、ならびにこれまでの本公園における公園づくりの取組成果等を踏まえ、今後新たな 10 年間を見据えた公園づくりに必要な目標を設定し、当該目標を実現するための計画・整備・管理に係る基本的な取組方針を定めたものです。

今回の改定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大や東京 2020 大会の開催など、これまでにない公園を取り巻く大きな社会状況の変化があったことから、これらを踏まえ「改定の視点」を新たに定め、本マネジメントプランの内容の追加充実を図りました。

また、本マネジメントプランは固定的なものではなく、目標や計画は継続的に見直し・改善を図るとともに、社会経済情勢の変化等への対応が必要となった場合には、柔軟に必要な事項等について再検討を行い、適宜見直し改善を行っていくものです。

I 東大和公園の基本的事項

1 都市計画等

(1) 都市計画の概要

- ・名称 立川都市計画緑地第5号東大和緑地
- ・位置 東大和市湖畔三丁目、狭山三丁目、奈良橋二丁目及び高木一丁目各地内
- ・面積 22.80ha
- ・種別 緑地
- ・決定告示 (当初) 昭和47年12月23日 東京都告示第1429号
(最終) 平成12年12月20日 東京都告示第1436号

(2) 東大和公園の基本的な性格・役割

東大和公園は北多摩西部地域に位置する都市計画緑地であり、東京都で最初に開園した丘陵地公園である。本公園は、周辺の市街化が進み、島状に残された狭山丘陵の南東部に位置し、一部は都立狭山自然公園の区域にも含まれている。また、首都圏近郊緑地保全法の近郊緑地保全区域に指定されているほか、東大和市の自然保護区になっている。公園の東側には狭山公園、南側に東大和南公園、西側に東大和市立狭山緑地、野山北・六道山公園、北側に多摩湖（村山貯水池）がある。

狭山丘陵の自然を活かしたこの公園は、起伏に富み、コナラ、アカマツを主体とする雑木林でおおわれている。このため、住宅地が近くにあるにも関わらず、静かで、都会を遠く離れた感じを抱かせ、狭山公園、多摩湖畔とあわせての、日帰りのピクニックにも向いている。

(3) 整備計画

東大和公園の整備計画（昭和61年）

基本的な考え方

- ・都市周辺部に残された貴重な緑地景観の維持を図る。
- ・計画のテーマを「雑木林の見本林」とし、園内では林の成り立ちや動植物等についての観察・学習ができるゾーンを設ける。
- ・身近に親しめる手軽なレクリエーション機能の導入を図り、利用の核とし、コミュニケーションの場づくりを行う。
- ・なお、雑木林管理において発生する伐材や落葉などが活用できる管理ヤードを確保する。

2 過去の取組等

(1) 過去の取組の成果

「東大和公園マネジメントプラン(H27)」における重点目標に係る過去7年間の取組およびその成果等は、以下のとおりである。

○多様な生物の貴重な生息・生育空間となる都立公園

生物多様性保全利用計画を策定し、ボランティア団体等と連携した下草刈り等のほか、大径木伐採、雑木林の更新等を実施した。

ガイドウォーク、雑木林博物館講座、自然観察会等のイベントを実施したほか、雑木林について学ぶクイズラリーのセルフガイドシート等を作成し配布した。

○都民や企業等とのパートナーシップを推進する都立公園

地元市、市民団体、ボランティア団体や公益財団法人等と連携し、管理運営協議会や広域連絡会、観光連携推進実行委員会等を実施した。

（２）東大和公園のコンセプトと取組内容

本公園は、過去７年間、以下の方針で指定管理者が運営管理に取り組んできた。

コンセプト：雑木林のすばらしさを感じ、学び、育む 雑木林博物館

取組内容：雑木林について知識を深められる講座やセルフガイドプログラムを実施

3 社会状況等の変化

(1) 社会経済情勢

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大
- ・激甚化する気象災害
- ・東京 2020 大会の開催
- ・価値観の多様化、少子高齢化、グローバル化の進行等に伴う公園利用ニーズの変化
- ・デジタル技術・データの活用加速
- ・SDGs（持続可能な開発目標）の国際的な取組

(2) 関連する行政計画等

- ・「未来の東京」戦略（令和 3 年 3 月）
- ・都市づくりのグランドデザイン（平成 29 年 9 月）
- ・東京都景観計画（平成 30 年 8 月）
- ・東京都福祉のまちづくり推進計画（平成 31 年 3 月）
- ・緑確保の総合的な方針（改定）（令和 2 年 7 月）
- ・都市計画公園・緑地の整備方針（令和 2 年 7 月）
- ・東京の自然公園ビジョン（平成 29 年 5 月）
- ・東京都地域防災計画 震災編（令和元年 7 月）
- ・東大和市「第二次東大和市緑の基本計画」（平成 31 年 3 月）

Ⅱ 東大和公園の開園概要

1 開園区域の概要

(1) 開園の概要

名 称 都立東大和公園（ひがしやまこうえん）
開 園 日 昭和 54 年 6 月 1 日
開園面積 187,670.16 m²（令和 3 年 12 月 1 日現在）
公園種別 都市緑地
所 在 地 東大和市湖畔三丁目、高木一丁目、狭山三丁目、奈良橋二丁目
アクセス 西武多摩湖線「武蔵大和」、西武バス（ＪＲ立川－西武線東村山）「塩釜神社」

(2) 主な公園施設

アカマツ広場、みんなの広場、源流の森
※園内に管理事務所はない

2 利用状況等

(1) 利用概況

広い雑木林で覆われている園内の散策や、ハイキングや自然観察を目的とした利用が多い。

(2) 利用者動向（推計値）

・年間利用者数の推移

	2 年度	元年度	3 0 年度	2 9 年度	2 8 年度
年間総計（人）	60,053	55,385	44,913	53,651	50,679

・月別利用者数の推移

2 年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
年間総数	11,266	7,789	3,018	2,268	3,252	2,610
（人）	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
60,053	3,788	4,454	4,403	4,894	5,979	6,332

(3) 主な活動団体

該当なし。

(4) 主な催し物開催状況（令和 2 年度実績は資料編参照）

「ガイドウォーク」「春のうららかウォーキング」などが行われた。

Ⅲ 東大和公園の目標と取組方針

1 むこう10年間を見据えた主な目標

本公園の基本理念、および社会状況の変化等の内容を踏まえ、むこう10年間を見据えた取組の中で本公園が目指す主な目標を次のように定める。

なお、本目標及び各方針の実現に向けた具体の数値目標については、事業計画等の作成時に状況に応じそれぞれ適切に設定し、マネジメントサイクルのなかで見直し等行っていく。また、【 】内には、関連するパークマネジメントマスタープランのプロジェクト名を記載した。

■目標1：安全・快適な公園づくりを行う都立公園

【プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト】

適正な樹木剪定や植生管理等とともに、日常的な施設清掃や巡回、マナーアップの呼びかけ等により、安全性や防犯性に考慮しながら快適な公園づくりを行っていく。

◎主な取組確認項目：植栽管理の取組、施設管理の取組

■目標2：水と緑のネットワークを形成する都立公園

【プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト】

本公園は狭山丘陵に位置し、狭山公園、八国山緑地、野山北・六道山公園、中藤公園等の都立公園や、多摩湖・狭山湖の貯水池林とともに東京の緑の骨格として広域に渡る緑のネットワークを形成している。隣接する雑木林などの自然地や狭山丘陵に位置する他の公園緑地と連携しながら、一体の自然豊かな丘陵地として保全を図っていく。

◎主な取組確認項目：植栽管理・施設管理の取組

■目標3：東京の水と緑の骨格軸の形成に寄与する都立公園

【プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト】

東京をうるおいのある緑豊かな都市としていくため、水と緑の骨格を形成する公園の整備を進めていく。

◎主な取組確認項目：新規開園に向けた取組

■目標4：多様な生物の貴重な生息・生育空間となる都立公園

【プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト】

【プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト】

本公園を良好な生物の生息・生育空間として機能させるために、多様な生物の生息・

生育環境に配慮した環境整備を進めるとともに、公園内の動植物の保全・育成活動を充実させていく。

また、様々な体験を通して利用者に自然の大切さを体感してもらうため、この公園独自の自然的環境を利用した取組を行っていくとともに、ボランティア等の協力を得ながら、雑木林等の自然環境の保全・回復を図っていく。

◎主な取組確認項目：生物生息・生育空間整備の取組、生物の保全・育成の取組、自然体験等の取組、雑木林更新等の取組

■目標5：子どもたちの健やかな成長の場となる都立公園

【プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト】

子どもたちの健やかな成長や多世代の交流のために、公園の豊かな自然環境を活かした野外体験などの機会を提供していく。

◎主な取組確認項目：子どもの育成・多世代交流の取組

■目標6：都民や企業等とのパートナーシップを推進する都立公園

【プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト】

都立公園の魅力をさらに高め、都民にとって都立公園をより身近な空間とするため、都民や公園ボランティア、NPO、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体とともに公園の管理運営を進めていく。

また、デジタル技術の活用などを通じた情報や魅力発信や、利用者間や公園管理者と利用者などの多世代の交流を促進していく。

◎主な取組確認項目：都民協働の取組、地域との連携の取組、企業との連携の取組

2 取組方針

本公園が目指すべき主な目標を実現するため、利用者の満足度向上を念頭に、管理や整備等にかかわる取組方針について、安全・安心や環境への取組等にも考慮したうえで次のとおり定める。

(1) ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は、整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

A：多目的広場ゾーン

- ・広場のあるゾーン
散策や休憩などの利用に対応していく。

B：遊具広場ゾーン

- ・遊具広場のあるゾーン
公園内で唯一遊具が設置されている場所であり、疎林空間の中で安全で快適に遊べる場として対応していく。

F：尾根道散策ゾーン

- ・稜線に位置する散策路のあるゾーン
中央部を北西から南東に走る公園の主園路であり、散策路として、安全・快適な利用に対応していく。

K：環境共生・保全ゾーン

- ・雑木林のあるゾーン
生物多様性を確保するため、樹林地の自然環境を保全していくとともに、散策路を整えることで、四季折々の彩りのある姿を見せるよう工夫し、自然観察や散策、休息などの利用に対応していく。

Q：外縁部ゾーン

- ・民有地等や公道に接する公園外縁部
本公園は、公道を挟んで住宅地等と接している所と、公道を挟まずに直接境界を接する所がある。区画道路に面する所では、見通しを確保し、住宅地に対して良好な景観の提供を図る。また、直接境界を接している所では、落ち葉や落枝、越流水などに対応していく。

【ゾーンについて】

公園別のマネジメントプランでは、都立公園共通のゾーン区分（下表）を行っており、公園毎に施設内容が異なるため、公園毎にゾーン表記が異なる。着色部は本公園にあるゾーンを示す。

記号	区分	主な特性・機能
A	多目的広場ゾーン	多目的広場、草地広場、芝生広場、運動広場など、多目的な利用ができるゾーン。（バーベキュー広場、キャンプ広場、デイキャンプ広場などを含む。）
B	遊具広場ゾーン	児童遊具、健康遊具など、各種の遊具を中心としたゾーン。
C	イベント広場ゾーン	イベント利用に適した広場や施設などがあるゾーン。
D	入口広場ゾーン	シンボリックな入口広場として集散の場となるゾーン。
E	休息・散策ゾーン	散歩道、遊歩道、プロムナードなど、休息や散策の場となるゾーン。
F	尾根道散策ゾーン	丘陵地の尾根道など、散策の場となるゾーン。
G	スポーツゾーン	野球場、テニスコート、サッカー場、各種競技場、プール、体育館など、各種のスポーツの場となるゾーン。
H	展示・学習ゾーン	美術館、資料館、遺跡、城址など、各種の教養の場となるゾーン。
I	修景ゾーン	修景池、展望広場などの修景施設、または、草花、花壇、桜並木などの修景機能があるゾーン。
J	樹林ゾーン	外周部の樹林など、遮蔽機能等があるゾーン。
K	環境共生・保全ゾーン	多様な動植物が生息している豊かな自然環境を形成しているゾーン。
L	水辺・親水ゾーン	流れ、池、じゃぶじゃぶ池など、水に親しむことができるゾーン。
M	駐車場ゾーン	駐車場があるゾーン。
N	管理ヤードゾーン	管理ヤードとして利用するゾーン。
O	宿泊ゾーン	宿泊を目的とした施設があるゾーン。
P	植物園ゾーン	植物園（有料）として運営しているゾーン。
	（庭園関係）	「大泉水景観ゾーン」「芝生広場景観ゾーン」「富士山景観ゾーン」「山中の景観ゾーン」「田園景観ゾーン」など、各庭園に各種のゾーンがある。
Q	外縁部ゾーン	民有地や公道等に接する公園外縁部となるゾーン。

ゾーン別基本方針図 東大和公園

凡 例

記 号	名 称
	多目的広場ゾーン
	遊具広場ゾーン
	尾根道散策ゾーン
	環境共生・保全ゾーン
	外縁部ゾーン



（２）維持管理の取組方針

維持管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の維持管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

１）維持管理の基本事項

都立公園は、自然環境保全、防災、景観形成、レクリエーションなど多くの機能を有しており、首都東京の風格を高め、安全で快適な都民生活に不可欠な都市施設である。こうした機能を発揮させるため、各公園においては、基本的な維持管理に加え、公園の特性に応じた維持管理を行い、より質の高い公園を作り上げていく。

そのためにも、公園の中心的・特徴的要素となる植物をはじめ、その基盤となる土や水、そこに生息する動植物なども含め、総体として守り育ていく。

あわせて、公園利用者に対しては、公園を清潔に保ち、ユニバーサルデザイン化された施設も含めて快適な利用を提供するとともに、日常的な点検等を通じて、病害虫被害や枯損等による樹木の異常、斜面・施設の異常等を早期に発見し、速やかに対応していくことで安全を確保し、安心して利用してもらう。

また、防災関連施設や排水施設、貯留浸透施設等は、非常時においても円滑に使用・機能できるように、日頃から点検・清掃等を行っていく。

さらに、効率的で質の高い維持運営管理のため、樹木や公園施設等のデータベースのクラウド化等のデジタル技術の活用推進も検討していく。

２）本公園の維持管理における留意事項

①雑木林の管理

当園は、貴重なアカマツ林を有しており、アカマツの好む明るく痩せた環境を確保するため、下草刈りを始め、松葉掃き等を行い保全に努める。また、雑木林地区では、里山景観の保全のため、雑木林の択伐等による萌芽更新や下草刈り、もや分けなどを行う。下草刈りでは、均一に行うのではなく、林床の植生状況を考慮の上、草刈区域や草刈時期や分けるなど、多様な環境の創出を図る。さらに、ナラ枯れによる雑木林の衰退が見られるため、クヌギ・コナラ等の後継樹の苗木育成について、指定管理者・ボランティア団体等と協力して取り組んでいく。

②斜面崩壊等の対応

当園の外周部では、土砂災害防止法の土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地法の急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。民家や道路などが隣接する斜面地の地盤状況や雨水流出の状況について確認して、適切な管理を行う。排水施設は定期的に点検を行い、堆積した土砂や落ち葉は除去し安全を確保する。

(3) 運営管理の取組方針

運営管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の運営管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 運営管理の基本事項

① 基本的な事項

都民のライフスタイルの多様化や高度化、少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大による利用変化等、新たな時代のニーズに応じた公園の管理運営が求められている。公園やその周辺地域の特性を踏まえ、地域団体や民間事業者などと連携し、環境の変化や新たなニーズに応えるための運営管理を行う。

② 公園の適正な管理

都市公園法や東京都立公園条例等に基づき、公の施設として公平・公正な取扱いをするとともに、公園利用者が安全かつ快適に公園を利用できるよう、不適正な公園利用の是正、感染症や社会状況変化等に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知徹底、受動喫煙防止対策、利用マナーの普及啓発等の適正な運営管理を行う。

③ 利用促進

公園利用者から寄せられる様々な要望や苦情等を通じてニーズを的確に把握し、幅広い利用者層や利用目的に応じた質の高いサービスを継続的に提供するとともに、デジタル技術等も活用した利便性の向上や公園の魅力を発信に取り組む。また、利用ニーズの変化に対応し快適な利用を促進するため、屋外テレワークの場となる環境・空間やキッチンカー等を活用した飲食空間等の創出について検討していく。

④ 管理運営における多様な主体との連携

公園の活性化や魅力向上のため、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体との継続的なパークミーティングや管理運営協議会等を設置開催し、各公園を特徴づけるような各種活動や地域に根付いたイベント等について連携して推進するとともに、管理運営の方針検討の場などにおいて、子供等を含めた幅広い意見を反映できるような仕組みづくりに取り組む。

2) 本公園の運営管理における留意事項

① 自然環境の保全と活用

動植物の生息・生育環境としての自然環境保全を図り、動植物の多様性の確保に留意するとともに、自然観察会やガイドウォーク、学校の環境教育と連携したプログラムの実施などにより、子供達から高齢者まで多様な世代が楽しみながら体験や学びができるよう、雑木林の自然環境などの資源を生かした取組を行っていく。

② 都民やNPO等との協働による公園づくり

都民やNPO等との協働を積極的に推進し、雑木林の管理など生物多様性を保全するための活動を実施していく。

③ 広域連携による丘陵地の総合的な保全・利活用

他の丘陵地公園や周辺丘陵地と一体となって、保全・利活用を図っていくため、引き続き、関係自治体やNPOなどによる連携協議会を継続し、都県境を越えた広域的な連携をより一層進めていく。

（４）安全・安心な公園への取組について

地震・台風・大雨などによる被害や感染症等の発生、落枝・倒木や公園施設の老朽化に起因する事故を未然に防ぎ、公園の利用者や周辺住民が安心して公園を利用できるよう、次の通り対応していく。

１）地震災害

- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
- ・発災時を想定した参集訓練や通信訓練等の実施

２）気象災害（台風、大雨、積雪等）

- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
- ・情報連絡体制の構築
- ・被害軽減のための事前処置の準備
- ・風水害時の園外への誘導等の内容も含んだ防災訓練の実施
- ・法面保護施設や貯留浸透施設等の維持保全
- ・樹林地等の保全や踏圧による地表面の踏み固め防止

３）感染症など

- ・関係部署と連携しつつ迅速・適切に対応
- ・基本的感染対策の徹底
- ・感染状況に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知

４）落枝・倒木

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・倒木等の恐れのある樹木の定期点検
- ・計画的な樹木手入れ等の実施
- ・環境対策や快適な利用のため、樹木剪定等の植栽管理を強化

５）施設の損壊等

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・公園利用者とのコミュニケーションによる不具合の把握
- ・計画的な補修や取り換え等の実施

６）遊具

- ・事故を未然に防ぐための日常的な点検の徹底による早期発見
- ・専門業者による精密点検の定期的な実施
- ・事故事例の把握と緊急点検の実施

（５）改修・再整備の取組について

公園の改修・再整備については、本園の性格・役割や目標に照らし、長期的な視点に立つことを基本とし、改修・再整備の対象となる施設の現況特性等に応じ、個別に方針を定めて行うものとする。

(6) 新規整備の取組方針

本公園の計画区域のうち、未供用区域の事業化については、原則、「都市計画公園・緑地の整備方針」（令和2年7月、東京都・特別区・市町）に設定した「優先整備区域」について行うものとし、令和11年度までに事業化を図っていく。

なお、事業化の対象区域は、概ね次のとおりであるが、今後の改定により見直されることもある。また、整備にあたっては、本公園の役割等を踏まえ、基本計画等に基づいて行っていく。

1) 優先整備区域「事業促進区域」： 21,000 m²

東大和市湖畔三丁目、奈良橋二丁目

2) 優先整備区域「新規事業化区域」： 19,000 m²

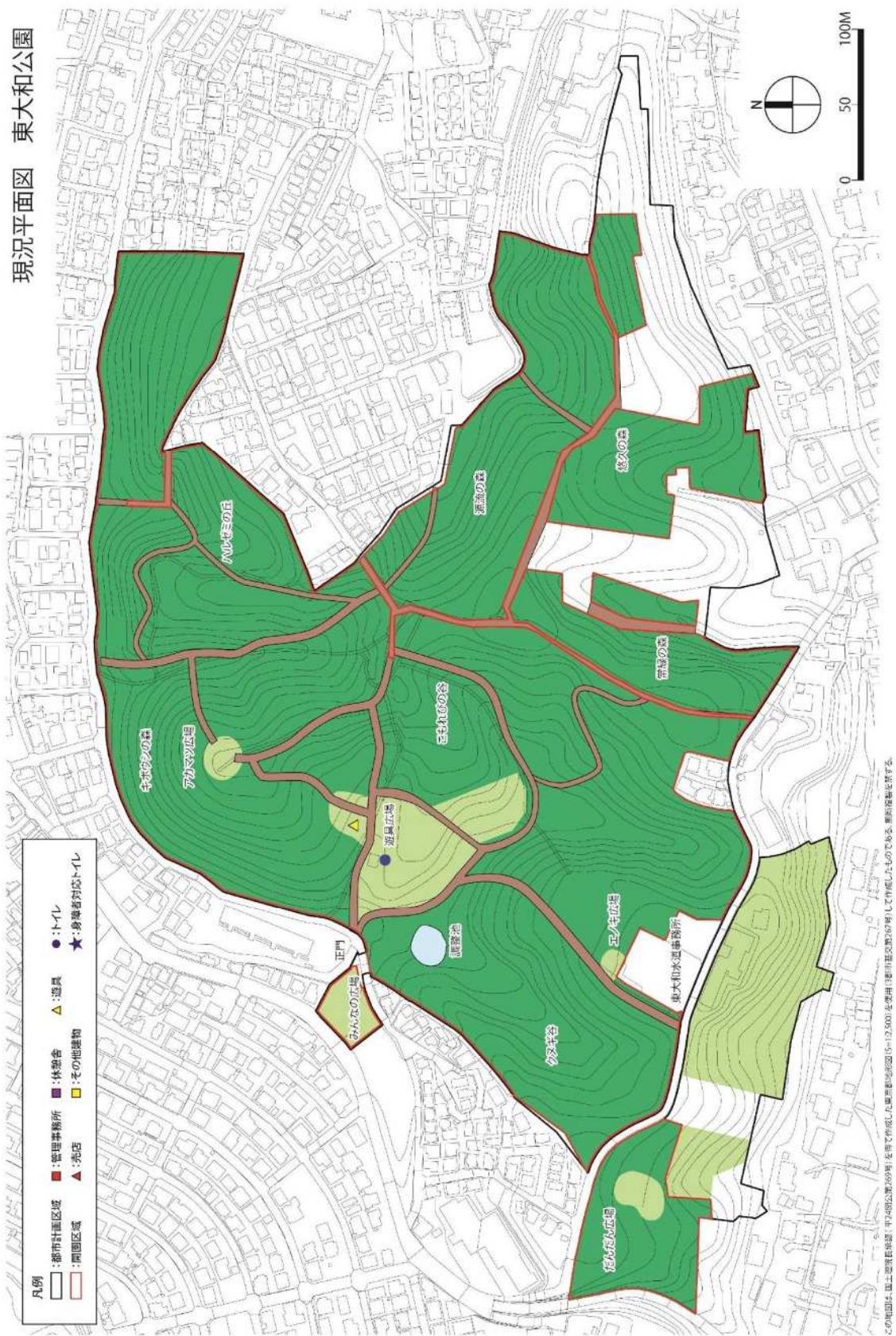
東大和市高木一丁目

注）：「事業促進区域」：既に事業認可を取得済の区域（用地未取得地含む）

「新規事業化区域」：新たに事業認可を取得する区域

IV 図面・写真

現況平面図 東大和公園



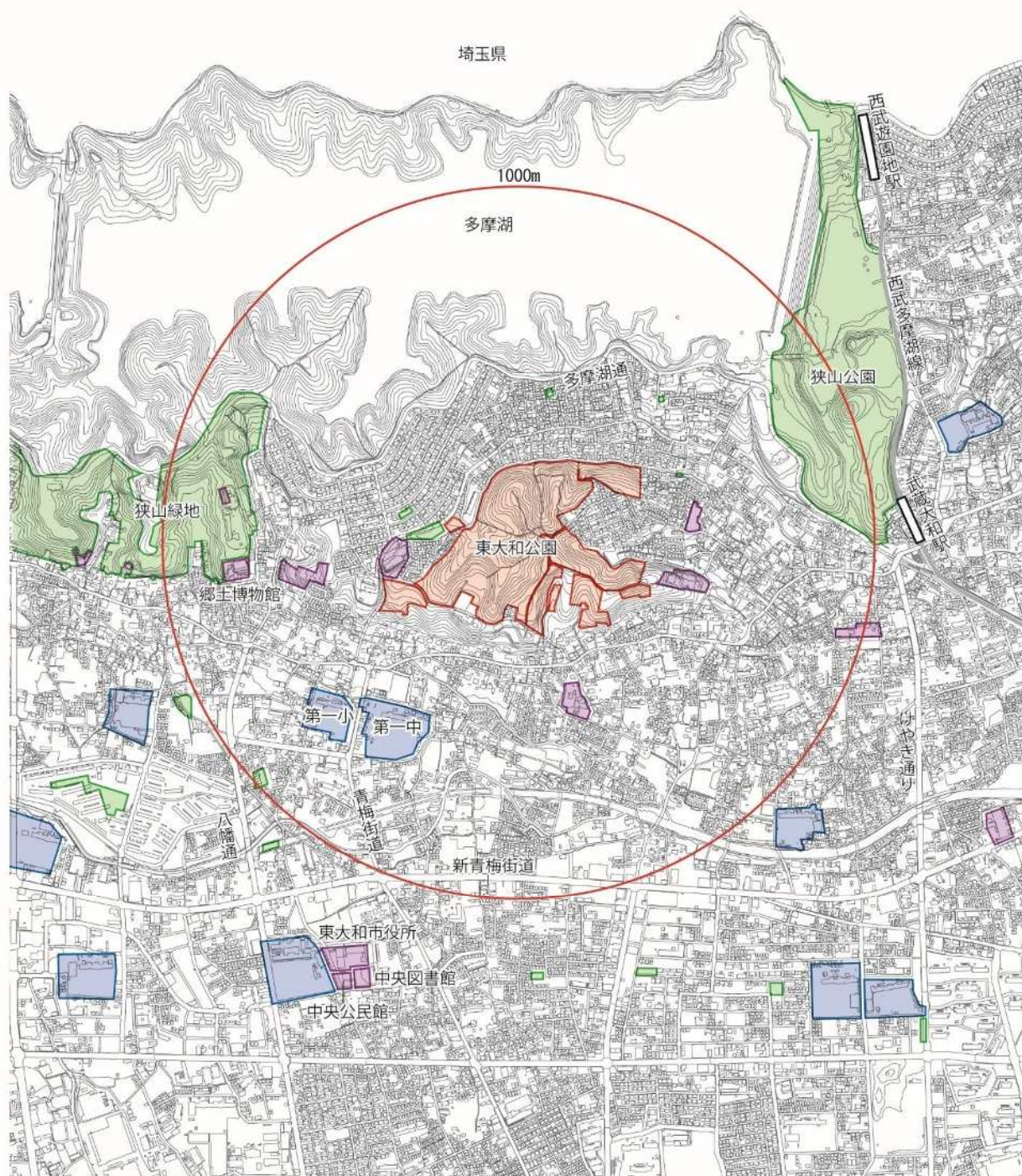
周辺土地利用図(空中写真)

東大和公園



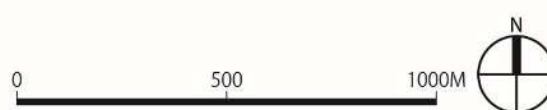
周辺土地利用図(地図)

東大和公園



この地図は、国土理院長承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(3都市基交第267号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

- 公園緑地
- 学校
- 特徴的な建物(神社仏閣など)
- 開園区域
- 高速道路
- 鉄道



東大和公園の現況写真 【令和3年9月撮影】

①幼稚園口



⑤正門広場案内板



②こもれびの谷



⑥正門広場



③ときどき池



⑦森のあそび場トイレ



④正門広場



⑧森のあそび場



東大和公園の現況写真 【令和3年9月撮影】

⑨尾根道



⑬源流の森



⑩アカマツ広場



⑭常緑の森



⑪アカマツ広場園路



⑮エノキ口



⑫源流の森



⑯だんだん広場入口

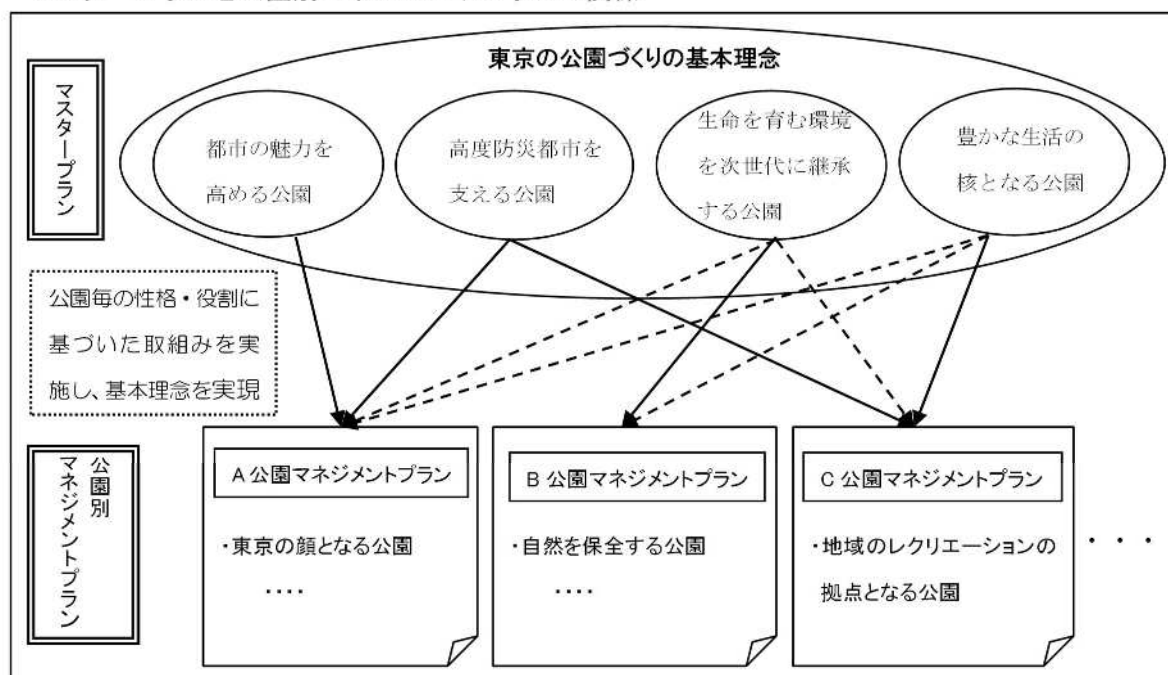


＜資料編＞

資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて

- ・パークマネジメントマスタープランは、「従来の行政主導の事業手法から、都民・NPO・企業と連携しながら都民の視点に立って公園を整備・管理する『パークマネジメント』へ転換すべき」との東京都公園審議会答申を踏まえ、平成16年8月に策定された。
- ・当初マスタープラン策定後10年の社会状況の変化、当初マスタープランの実施状況、東京都長期ビジョンの策定を踏まえ、平成27年3月改定版では、目標に対するプロジェクトを下表のように掲げている。
- ・当該目標に対するプロジェクトについて、東大和公園が担うことになるプログラムには◎を、東大和公園が関係するプログラムには○を付した。
- ・また、パークマネジメントマスタープランと本プランとの関係は下図のとおりである。

マスタープランと公園別マネジメントプランの関係



プロジェクト10の公園毎の位置づけ 東大和公園

基本理念	プロジェクト		プログラム	
都市基本理念1 都市の魅力を高める公園	プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト	(3)誰もが利用しやすい公園づくり	バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 多言語表記、Wi-Fi環境等の充実	○
		(4)快適な「おもてなし」空間の形成	快適な「おもてなし」空間の形成	○
	プロジェクト2 庭園・植物園・動物園での「おもてなし」プロジェクト	該当なし		
	プロジェクト3 民間の活力導入促進プロジェクト	(3)指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	○
園高度基本理念2 防災都市を支える公園	プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト	該当なし		
	プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト	(1)公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	◎
		(3)安全・安心な公園とするための取組み	気象災害や感染症等に備えた危機管理の強化	◎
			公園施設の適切な点検と維持・更新	◎
			環境負荷の少ない公園づくり	○
る生命基本理念3 公園を育む環境を次世代に継承する	プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト	(1)水と緑の骨格軸の拠点となる公園、街路樹の形成	都立公園による緑の拠点の形成	◎
			既存公園の再生整備	○
	プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト	(1)生物生息・生育空間の整備と管理	生物生息・生育空間の保全・再生・創出	◎
			公園内の動植物の保全・育成活動の充実	◎
	プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト	(1)自然体験活動、環境教育の拠点としての公園等の活用	自然観察会、環境教育プログラム等の充実	◎
			多摩の森林の大切さを公園でアピール	○
		(2)自然とふれあいの場としての丘陵地の公園緑地づくり	里山の環境を守る丘陵地公園の整備	◎
			自然の保全・回復に向けた雑木林の更新	◎
豊かな生活の核となる公園	プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト	(1)都民ニーズの把握と施策への反映	都民ニーズの把握と施策への反映	○
		(2)公園の魅力発掘事業の展開	公園利用のアイデア募集	○
		(3)子どもの育成、スポーツによる健康づくりの場としての公園利用	子どもの心身の育成と多世代交流の場づくり	◎
			公園でのスポーツによる健康づくり	○
	プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト	(1)公園情報の受発信と管理所機能の強化	公園情報の受発信と管理所機能の強化	○
		(2)都民からの寄付の受入れ	公園・動物園サポーター制度の実施	○
			都民や企業からの寄付による公園施設等の設置	○
			ボランティア活動と都民協働のさらなる推進	◎
		(3)都民・NPO・企業等との連携による公園づくりの推進	鉄道会社、旅行会社、地域の文化施設等との連携の推進	○
			広域連携による丘陵地等の総合的な保全・利活用	◎
			都立公園を支える人材の育成	○
		(4)都立公園を支える人材の育成	都立公園を支える人材の育成	○

資料2 東大和公園に関する資料

(1) 公園の沿革

昭和 47 年 12 月 1972 年	東京都告示第 1429 号により、都市計画決定
昭和 49 年 3 月 1974 年	東京都告示第 256 号により、都市計画変更
昭和 54 年 6 月 1979 年	15.4ha を開園
昭和 55 年 6 月 1980 年	330 m ² を追加開園
昭和 63 年 3 月 1988 年	東京都告示第 243 号により、都市計画変更
平成元年 6 月 1990 年	東京都告示第 653 号により、都市計画変更 0.6ha を追加開園
平成 2 年 6 月 1990 年	0.3ha を追加開園
平成 7 年 6 月 1995 年	0.7ha を追加開園
平成 8 年 6 月 1996 年	1.2ha を追加開園
平成 11 年 6 月 1999 年	0.2ha を追加開園
平成 12 年 12 月 2000 年	東京都告示第 1436 号により、都市計画変更
平成 29 年 6 月 2017 年	0.04ha を追加開園
令和 2 年 1 月 2020 年	追加開園を追加開園
令和 3 年 6 月 2021 年	追加開園を追加開園

(2) 公園の自然・社会環境

1) 自然環境

- ・狭山丘陵は、北多摩西部地域に位置し、「緑の島」のように残された丘陵である。広域的には、北西部に加治丘陵、西部に草加丘陵、南西部に加住丘陵、南部に多摩丘陵のいずれも標高 100～230m 程の丘陵があるが、いずれも 10～20 km 程離れている。
- ・本公園は狭山丘陵の南部に位置するが、周辺は宅地開発が進み、独立した緑地となっている。標高はおよそ 100～125m で、尾根と谷間の高低差は 15m 前後である。
- ・本公園は尾根部、斜面部、谷部・谷頭凹地部に区分され、東端に崩壊地の分布が見られる。また、斜面の傾斜状況は 5～20 度程度の緩斜面が多く、30 度以上の急斜面地はごく僅かである。
- ・森林植生は、尾根から斜面地でアカマツが優占し、ナツハゼ、ヤマハギ、ソヨゴ、マメザクラの生育が見られる林分、斜面地でコナラが優占しウグイスカグラ、ヤマコ

ウバシ、シラヤマギクの生育が見られる林分、谷部でクヌギが点在しムクノキやエノキの生育する林分、サワラ植林、竹林に概ね区分される。

2) 社会的環境

- ・東大和公園を含む多摩湖南側一帯は、都立自然公園条例に基づき「都立狭山自然公園」に指定されている。
- ・公園周辺の道路状況は、南側に都道 128 号東村山-大和線が東西に通っているのをはじめ、南東側に西武多摩湖線武蔵大和駅と西武拝島線東大和駅を結ぶ都市計画道路立川 2・2・18 青梅-大和線がある。
- ・公園までの交通手段は、主にバス路線が利用されるが、現在西武バスと都バスが運行されている。また、鉄道については、西武多摩湖線「武蔵大和駅」が 1 km に、同拝島線「東大和駅」が南方約 2.5 km に位置している。西武多摩湖線「武蔵大和」下車 徒歩 15 分、西武バス（JR 立川—西武線東村山）「塩釜神社」下車 徒歩 10 分。
- ・東大和公園の周辺には、東側約 1 km に狭山公園が、西側に 1.5 km 行くと東大和市立狭山緑地がある。

(3) 園内のトピックス

① 雑木林

小高い丘のほとんどが、コナラ、アカマツのこんもりした雑木林で覆われている。

(4) 本公園の管理運営にあたって留意すべき法や条例

- ・文化財保護法
- ・土砂災害防止法
- ・東京都風致地区条例
- ・東京都景観条例
- ・自然公園条例
- ・東京における自然の保護と回復に関する条例 等

(5) 利用状況等データ

1) 公園占用の状況

(件)

項目	2 年度	元年度	3 0 年度	2 9 年度	2 8 年度
写真撮影	—	—	—	—	—
映画等の撮影	—	—	—	—	—
その他	—	2	0	0	0

2) 主な催し物

令和 2 年度実施分

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	春のうららかウォーキング	3 月	55
	2	雑木林ようちえん	2 月	—
	3	ガイドウォーク	10 月	56
	4	動植物の SATOYAMA No. 1 プログラム	—	—

自主事業	1	狭山丘陵フェア	10月/11月	200
	1	狭山丘陵フェア	11月	—
	2	狭山丘陵フリーペーパーの作成	4月/10月 ～3月	—
	3	SAYAMA HILLS WALKING GUIDE 作成	通年	—
	4	マナーアップキャンペーン	4月～5月	—
都民協働	1	狭山丘陵広域連絡会	10月	19
	2	狭山丘陵観光連携推進実行委員会	—	—
	3	わいわいミーティング	8月	52
	4	狭山丘陵フェア実行委員会	7月/11月	4
	5	雑木林等の保全	11月	10
	6	地元の市民団体による自然観察会	4月～10月	—
	7	清掃活動	12月	—
	8	狭山3公園管理運営協議会	8月	16団体

令和元年度実施分

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	ちょこっとボランティア	10月	16
	2	雑木林博物館講座	5月	13
	3	動植物の SATOYAMA No.1 プログラム	—	—
	4	アニバーサリーイベント	4月～6月/ 10月～12月	—
自主事業	1	狭山丘陵フェア	11月	2790
	2	狭山丘陵フォトロゲイニング	5月	255
	3	狭山丘陵フリーペーパーの作成	6月/8月/ 12月～3月	—
	4	SAYAMA HILLS WALKING GUIDE 作成	4月	—
	5	マナーアップキャンペーン	4月～6月/ 10月/12月 ～1月	—
都民協働	1	狭山丘陵広域連絡会	6月/9月	—
	2	狭山丘陵観光連携推進実行委員会	4月～5月/ 7月/10月 ～3月	—
	3	わいわいミーティング	4月	12
	4	狭山丘陵フェア実行委員会	7月/8月	7
	5	雑木林等の保全	5月～10月 /1月～2月	50
	6	地元の市民団体による自然観察会	4月/6月/ 7月/9月	—
	7	清掃活動	12月	—
	8	狭山3公園管理運営協議会	7月	12

平成 30 年度実施分

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	春のうららかウォーキング	3 月	246
	2	ちょこっとボランティア	5 月～7 月／11 月～12 月	26
	3	雑木林ようちえん	1 月	5
	4	ガイドウォーク	3 月	46
	5	雑木林博物館講座	5 月	17
自主事業	1	狭山丘陵フェア	11 月	2716
	2	マナーアップキャンペーン	4 月～5 月／6 月／10 月／12 月～1 月	—
都民協働	1	狭山丘陵広域連絡会	3 月	2
	2	狭山丘陵観光連携推進実行委員会	4 月／7 月～9 月／1 月～2 月	—
	3	わいわいミーティング	9 月	7
	4	狭山丘陵フェア実行委員会	7 月／11 月／2 月	10
	5	多様なボランティア受入	5 月～6 月／10 月～12 月	18
	6	地元の市民団体による自然観察会	5 月～6 月／8 月／12 月～1 月	—
	7	清掃活動	12 月	—
	8	狭山 3 公園管理運営協議会	7 月	23